

北海道のふるさと納税X【公式】（旧 Twitter）ページ運用ポリシーについて

北海道ふるさと納税X【公式】運営要領第5第1項に基づき、次のとおり運用ポリシーを定め、X上に明示する。

北海道ふるさと納税X運用ポリシー

第1 目的

即時性と情報の拡散性を特徴とするXを北海道のふるさと納税に関する広報媒体として活用し、公表・公開を前提とする情報発信を行うことを目的として開設する。

第2 用語の定義

Xに関する主な用語の定義を、次のとおりに定める。

- (1) X：インターネット上で140文字以内の短い文章を不特定のインターネット利用者に公開できるX社が提供しているサービスをいう。旧ツイッター。
- (2) アカウント：Xを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) ポスト：Xに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (4) 返信：他のユーザーのポストに返信することをいう。
- (5) リポスト：他のユーザーのポストをフォロワーに向けて拡散することをいう。
- (6) フォロー：他のユーザーのポストを受信するように登録することをいう。

第3 運用主体

北海道ふるさと納税公式X（以下「本X」という。）の運営主体は、総合政策部官民連携推進局（以下「官民連携推進局」という。）とし、アカウント管理、パスワード管理、ポストを行う。

2 アカウント名は、『@hokkaidoftx』とする。

第4 個人情報の取り扱いについて

本Xで取得した個人情報については、「北海道公式ウェブサイト」の「個人情報の取り扱いについて」

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/site-info/kojinjoho.htm>) に準じて取り扱います。

第5 投稿内容

本Xは、次に掲げる事項を投稿する。

- (1) 北海道のふるさと納税に関する様々な情報
- (2) その他官民連携推進局参事が適当と認めた情報

第6 返信、リポスト及びフォローの考え方

- (1) 返信：返信及び返信に対する返信は、原則行わない。
- (2) リポスト：国・地方自治体が発信する情報のほか、北海道のふるさと納税に関し、官民連携推進局参事が適当と認める情報に限り、リポストを行うことがある。
- (3) フォロー：国・地方自治体または公共性の高い機関について、必要に応じフォローする。ただし、本Xによるフォロー（フォローの解除を含む）は、フォロー先のアカウントに対し、何らかの態度を表明するものではなく、フォロー先のポスト等について関与するものではない。

第7 禁止事項

返信などの投稿内容が次に挙げる事項に該当すると判断した場合は、ポストの削除等を行

う場合があります。

- ・ 公序良俗に反する内容
- ・ 違法または反社会的な内容
- ・ 犯罪行為を目的とする内容、犯罪行為を誘発させる内容
- ・ 政治活動、選挙運動、宗教活動またはこれらに類似する内容
- ・ 北海道若しくは他の第三者を誹謗、中傷し、または名誉や信用を傷つける内容
- ・ 著作権・商標権など、第三者の権利を侵害する内容
- ・ 他者になりすます行為や虚偽、詐称を含む内容
- ・ 独断的、断定的な表現を含む内容や、ミスリーディングを誘う内容、わいせつな表現などを含む内容
- ・ 本Xの趣旨に関係の無い内容
- ・ その他官民連携推進局参事が不適切と判断した内容

第8 運用留意事項

本X運用に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 道のアカウントであることを証明するため及びなりすましによる誤情報の流布を防ぐため、本Xのアカウント名を道のホームページ上に明示する。
- (2) アカウントの運用主体及びツイート内容については、本Xのプロフィール欄に明示する。
- (3) 情報は正確に記述する。
- (4) ツイートするリンク先は、本来のURL（ドメイン）が分かるよう、原則として、URL短縮サービスを使用しない。
- (5) 官民連携推進局が策定した本X運用ポリシーは、北海道公式ウェブサイトに掲載する。
- (6) ツイートする際は、地方公務員法をはじめとする関係法令や職員の職務、情報の取り扱いに関する規定を遵守する。
- (7) 意図せずして道が発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解されるように努める。
- (8) オープンデータとして投稿する場合はハッシュタグ「# CCBY」を付けて投稿する。
オープンデータについては、北海道オープンデータ利用規約
(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dtf/opendata/hokkaido_od_kiyaku.html) を参照すること。

第9 本Xに対する問い合わせ

北海道公式ウェブサイトトップページ下段の「お問い合わせ」から受け付ける。

第10 その他

その他、この本X運用ポリシーの実施について必要な事項は、官民連携推進局参事が別に定める。

附則

この運用ポリシーは、令和6年11月12日から施行する。